

令和6年度 指導監査の結果について（指導監査課）

【主な指摘事項】（会計・経理）

- 事業活動計算書のサービス活動増減差額が、複数年連続でマイナスとなっている事例がありました。
 - ・社会福祉法人は、自主的に経営基盤の強化を図らなければならないが、社会福祉施設の設置主体には、安定的な事業の継続性の確保が求められます。収益と費用の両面から、適時、経営状況の見直しを行ってください。
- 小口現金の運用について、適正な管理が行われていない事例がありました。
 - ・公私混同を避け適正な現金管理を行うために、原則として職員の立替払いや、職員個人のクレジットカードやポイントカード等の使用は行わないようにしてください。カード等を使用する場合は、法人としてカード等を作成し、その使用については法人内で規程を設け、規程に基づいた方法で使用してください。
また、小口現金は経理規程に定める限度額内の保有とし、若しくは、実態に合わせて経理規程を改訂するようにしてください。

令和6年度 指導監査の結果について（指導監査課）

【主な指摘事項】（入札・契約）

- 特定一者との随意契約（一者随契）を採用する場合に、稟議書等により選定理由を明らかにしていない事例がありました。
 - ・特定の一者と契約せざるを得ない特別な理由がない限り、複数の見積書を徴する等により価格の妥当性を判断するようにしてください。
- 経理規程で定める金額以上の契約において、契約書や請書が整備されていない事例がありました。
 - ・松山市が所管する社会福祉法人では、契約金額が100万円を超える場合は契約書を作成してください。
また、契約金額が100万円以下の契約を行う場合は、特に軽微な契約（松山市では法人の経理規程に特に金額の記載がない場合は50万円未満を軽微としています。）を除き契約の適正な履行を確保するため請書等を徴してください。

令和6年度 指導監査の結果について（指導監査課）

【主な指摘事項】（労務）

- 労働時間の適正な把握が出来ていない事例がありました。
 - ・シフトの時間を記載するのではなく、労働日ごとに始業終業時刻を原則、使用者が自ら確認・記録するか、タイムカードやICカード等で記録をするようにしてください。
- 給与規程に規定する諸手当について、規程と実際の運用が異なる事例がありました。
 - ・諸手当については、給与規程に基づき金額を決定し、必要に応じて職員から申請書を受領するなど適正に取扱いをしてください。（通勤手当・住居手当等）
- 雇入時の健康診断を実施していない事例がありました。
 - ・雇入時の健康診断について、労働安全衛生規則第43条で定められた全ての項目を受診させるようにしてください。

令和6年度 指導監査の結果について（指導監査課）

【主な指摘事項】（労務）

- 有給休暇が適正に取得されていなかった事例がありました。
 - ・年間10日以上年次有給休暇を付与している者には、年間5日以上取得させることが使用者の義務となっていますので、確実に取得させるようにしてください。
- 衛生推進者の氏名が職員に周知されていない事例がありました。
 - ・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、衛生推進者を選任し、選任された者の氏名を職場の見やすい場所に掲示するなどして、職員に周知してください。
- 労働基準法等の改正に合わせて、規程等が改正されていない事例がありました。
 - ・近年多くの法人運営に影響を与える労働関係の法改正が行われています。時期を逸することのないよう、専門家等のアドバイスを受けながら規程等の改訂を行い、運用を開始してください。今年度の労務関係の主な法改正は次頁のとおりです。

令和7年度 指導監査等の変更点について（指導監査課）

【変更点】 労務管理に関連する主な法改正

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 育児・介護休業法の改正① | (令和7年4月1日施行) |
| 2. 雇用保険法の改正 | (令和7年4月1日施行) |
| 3. 次世代育成支援対策推進法の改正 | (令和7年4月1日施行) |
| 4. 高年齢雇用継続給付の支給率の引き下げ | (令和7年4月1日施行) |
| 5. 育児・介護休業法の改正② | (令和7年10月1日施行) |

特に労務管理を行う上で影響が大きい、育児・介護休業法の改正について、
規程等の確認を行います。

令和7年度 指導監査等の変更点について（指導監査課）

【変更点】 育児・介護休業法の改正①

- ①～⑨令和7年4月1日から施行
- ▶ ①子の看護休暇の見直し
- ▶ ②所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ▶ ③短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
- ▶ ④育児のためのテレワーク導入
- ▶ ⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ▶ ⑥介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ▶ ⑦介護離職防止のための雇環境整備
- ▶ ⑧介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ▶ ⑨介護のためのテレワーク導入

令和7年度 指導監査等の変更点について（指導監査課）

【変更点】 育児・介護休業法の改正②

- ⑩～⑪令和7年10月1日から施行
 - ⑩柔軟な働き方を実現するための措置等
 - ⑪仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮